

問V-5-②（会計監査人設置基準）

公益認定を受けて公益法人として活動したいと考えていますが、会計監査人は認定を受けたら直ちに設置しなければならないのでしょうか。

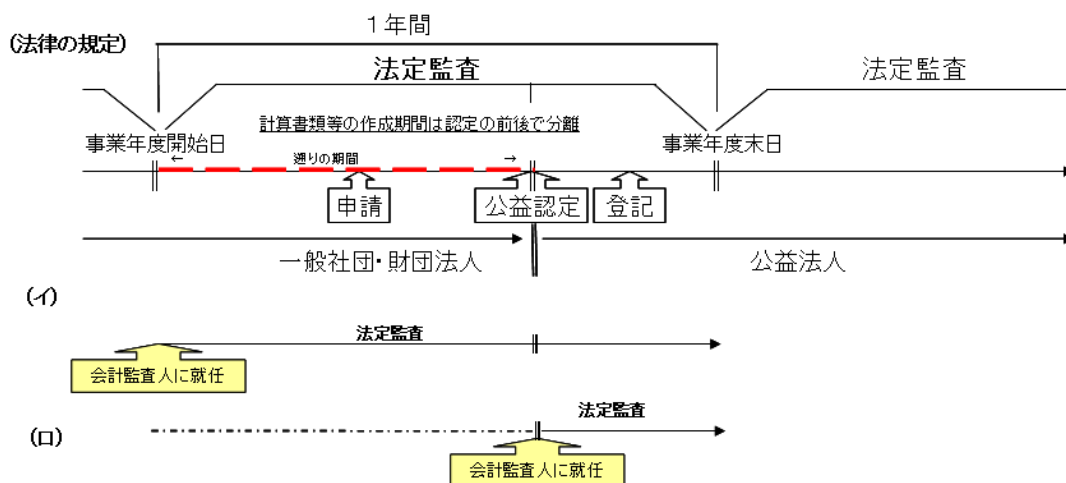
答

- 1 公益法人は、一定の除外要件に該当する場合を除き、会計監査人を置くことが義務付けられており、一般社団・財団法人が認定を受ける場合には、公益認定を受けた日から会計監査人を置くことが必要となります。
- 2 また、法人が定款によって認定を受けた日の前日で事業年度を区切る場合を除き、監査対象となる期間は公益認定を受けた日の属する事業年度の開始日に遡ることとなります。監査対象年度の途中で会計監査人を選任することは、実際上は相当困難と思われます。法人が定款によって事業年度を区切ることとした場合でも、監査対象となる事業年度は通常の実業年度の途中から始まることになるため、実際の会計監査人の選任は難しくなるおそれがあります。
- 3 したがって、公益認定を受けようとする場合には、申請を行う予定の実業年度の当初から定款の定めにより会計監査人を設置、選任しておくこと等により、法令に違反することとならないよう十分検討しておくことが必要です。

参考

「公益認定」に係る会計監査人の選任時期について

一般法人が公益認定を受けて公益法人になるにあたり、公益認定の処分が事業年度途中になされた場合、公益認定の処分の日を含む事業年度開始の日に遡り、当該事業年度に係わる計算書類等が会計監査人監査の対象となる。そのため、外部監査人の設置を今まで行っていなかった法においては、会計監査人を見つけることが事実上、難しいことが想定される。



(イ)公益認定を申請する予定の実業年度については、設置の基準にかかわらず、定款の定めにより、当初から会計監査人を選任・設置しておく  
(ロ)定款の定めにより公益認定を受けた日において事業年度を区切る